

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	
「令和4年度分愛知労働局独自様式」印刷・製本契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和4年2月1日	株式会社文寿堂 愛知県名古屋市東区東桜二丁目12番27号	1180001018147	会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条2号）	1,532,529	1,353,727	88.33%	0			
津島公共職業安定所自動窓口受付用機器等新規購入設置等契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和4年2月7日	株式会社 マルタケ商会 愛知県名古屋市緑区鳴海町矢切58番地2	4180001028894	会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条の3号）	1,583,328	1,540,000	97.26%	0			
労働関係法のポイント購入契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和4年2月25日	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	9013301012464	会計法第29条の3第4項に該当	3,202,430	3,202,430	100.00%	0			

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。